3.22.　3.21.に規定する故障を検知した場合においては、衝突被害軽減制動制御装置の作動を停止すること。
3.23.　3.21.に規定する故障を検知した場合においては、表示による警報を行うこと。
3.23.1.　3.23.に規定する表示による警報は、日中容易に確認できる明るさを有し、黄色又は橙色であり、かつ、運転者が容易に確認できる位置にあること。
3.23.2.　3.23.に規定する表示による警報は、他の警報と明らかに判別できるものであること。ただし、他の制動装置に係る警報とは兼用とすることができる。
3.23.3.　3.23.1.の規定にかかわらず、3.23.2.ただし書の場合においては、3.23.に規定する表示による警報は赤色とすることができる。
3.24.　3.2.及び3.3.の場合においては、制動制御が作動しないことを表示すること。
3.25.　衝突被害軽減制動制御装置に備える前方障害物を検知する装置（以下「前方障害物検知装置」という。）が汚れていることを衝突被害軽減制動制御装置が検知した場合その他の衝突被害軽減制動制御装置が正常に作動できる状況にない場合においては、衝突被害軽減制動制御装置は作動してはならない。この場合において、衝突被害軽減制動制御装置が作動しないことを表示すること。
3.26.　衝突被害軽減制動制御装置が解除装置を備える場合であって、解除装置により衝突被害軽減制動制御装置の作動が解除されている場合においては、衝突被害軽減制動制御装置が作動しないことを表示すること。
3.27.　3.24.から3.26.までに規定する表示は、日中容易に確認できる明るさを有し、かつ、運転者が容易に確認できる位置にあること。
3.28.　3.24.から3.26.までに規定する表示は、他の警報と明らかに判別できるものであること。ただし、他の警報とは兼用とすることができる。
3.29.　衝突被害軽減制動制御装置の取扱説明書には、次の3.29.1.から3.29.5.までに掲げる事項が明記されていること。
3.29.1.　衝突被害軽減制動制御装置の作動開始の条件及び作動しない場合の説明に関する事項
3.29.2.　衝突被害軽減制動制御装置の発する音、表示及びその意味に関する事項
3.29.3.　衝突被害軽減制動制御装置の効果に関する事項
3.29.4.　衝突被害軽減制動制御装置の機能限界に関する事項
3.29.5.　その他使用上の注意に関する事項
4.　試験方法
4.1.　停止した前方障害物との衝突時作動試験
4.1.1.　試験路面の状態
　本試験は、乾燥した平たんなアスファルト又はコンクリート舗装の直線路面で行うものとする。
4.1.2.　試験自動車の状態
　試験自動車は、積載状態とする。この場合において、牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結しない状態において試験を行う。
4.1.3.　制動前ブレーキ温度
　本試験を行う前の試験自動車の制動前ブレーキ温度は、100℃以下とする。
4.1.4.　前方障害物
　前方障害物検知装置がミリ波レーダを使用する場合においては、本試験に使用する前方障害物は、次に掲げる要件に適合すること。ただし、自動車製作者等が前方障害物を指定する場合、前方障害物検知装置がミリ波レーダを使用しない場合又は2以上の種類の前方障害物検知装置を使用する場合においては、本試験に使用する前方障害物は、普通自動車相当の障害物とする。
⑴　前方障害物は、レーダ反射断面積が15dBsm以下の2個のリフレクタとすること。
⑵　リフレクタは、試験自動車の車両中心線に直交する同一鉛直面上に配置すること。この場合において、2個のリフレクタの中心位置間の距離が1.7m以下であり、かつ、リフレクタの取付高さが0.09m以上1m以下の範囲内にあること。ただし、前方障害物検知装置の取付高さが1mを超える場合においては、リフレクタの取付高さを前方障害物検知装置の取付高さとすることができる。
⑶　前号の規定にかかわらず、リフレクタは、試験自動車の車両中心線に直交する異なる2つの鉛直面上かつ試験路面の中央に配置してもよい。この場合において、2個のリフレクタの中心位置間の距離が4m以下であり、かつ、リフレクタの取付高さが0.09m以上1m以下の範囲内にあること。ただし、前方障害物検知装置の取付高さが1mを超える場合においては、リフレクタの取付高さを前方障害物検知装置の取付高さとすることができる。
⑷　リフレクタを支える構造物は、その反射によって前方障害物検知装置が誤作動しないように金属材に電波吸収材を取り付けたもの、非金属材等を用いること。
4.1.5.　本試験は、次に掲げる方法により行う。
⑴　試験自動車が前方障害物と衝突する状態（衝突したとみなすことができる状態を含む。4.1.5.⑵において同じ。）になるまでの間、試験自動車の諸元表に記載された最高速度から5㎞／hを減じた速度又は80㎞／hのうちいずれか低い方の速度±2㎞／hで試験自動車を走行させるものとすること。
⑵　運転者は、試験自動車が前方障害物と衝突する状態になるまでの間、加速装置の操作を維持することとし、当該状態の前後において、衝突被害軽減制動制御装置の作動に影響を与える制動操作を行わないこと。
⑶　試験自動車の速度、減速度及び前方障害物との距離を測定し、報知及び衝突警報の開始時点を確認すること。
4.2.　走行路外側の障害物に対する作動確認試験
4.2.1.　試験路面の状態
　本試験は、幅3.5mの乾燥した平たんなアスファルト又はコンクリート舗装の直線路面で行うものとする。
4.2.2.　試験自動車の状態
　試験自動車は、積載状態とする。この場合において、牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結しない状態において試験を行う。
4.2.3.　走行路外側障害物
　本試験に使用する走行路外側障害物は普通自動車とし、2つの走行路外側障害物を走行路外側障害物の車両中心線が試験自動車の進行方向に平行になるように、かつ、走行路外側障害物の車体側面から試験自動車の車両中心線を含む鉛直面までの距離が2.25mとなるように当該鉛直面を挟んで左右対称に配置すること。
4.2.4.　試験方法
⑴　4.2.3.に規定する2つの走行路外側障害物の後端を含む平面から60m以上離れた距離から試験自動車を40±2㎞／hで定常走行させ、試験自動車の後端が走行路外側障害物の前端を通過するまで定常走行を維持すること。この場合において、試験自動車の車両中心線が可能な限り試験路面の中央線と一致するように走行させるものとすること。
⑵　運転者は、試験自動車の後端が走行路外側障害物を通過する前後において、衝突被害軽減制動制御装置の作動に影響を与える制動操作を行わないこととすること。
⑶　試験自動車の速度、減速度及び走行路外側障害物との距離を測定し、制動制御が作動しないことを確認すること。
4.2.5.　試験回数
　本試験は3回行うこととする。